

平成23年度第1回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

文責：佐藤

1 日 時 平成23年4月15日（金）
午後1時30分から3時00分

2 会 場 市役所北庁舎3階第3会議室

3 出席者 (委 員)
鈴木部会長、田中副部会長、田口委員、近藤委員、島村委員

(事務局)

芦川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、柏木高齢者支援課長補佐兼施設担当副主幹、山田介護保険担当副主幹、立浪介護サービス係長、高野施設担当主査、関根介護保険係長、林介護認定係長、吉野事業者指導係長、滝川事務、藤咲事務、佐藤

4 欠席者 なし

5 議事内容

(1) 地域密着型サービス指定更新申請の手引きについて

ア 事務局より、地域密着型サービス指定更新申請の手引きについて資料1および参考資料2に基づき説明がありました。

イ 質疑応答、意見等

問 1 資料1 5ページの更新フローチャートについて、現地調査は状況によって異なるとあるが、その点についてご説明いただきたい。

答 1 指定更新日を起点とし、1年以内に実地指導を行っている場合については、事業者の負担を鑑み、問題がなければ省略できる取扱いとしたい。もちろん指導の内容や書類内容によって現地調査を実施する。

問 2 作成に当たっては、他保険者の手引きを参考にしたとのことだが、府中市独自の内容があればご紹介いただきたい。

答 2 更新申請は、新規指定時と変更がない場合は、省略できる取扱い(事務局)

となっており、省略している保険者もある。府中市においては6年経過しているため省略せずに、全項目を確認したうえで、更新の判断をしていきたい。

問 3 申請書類上に問題がなければ更新されると思うが、利用者からしてみると、書類だけでは不安が残る。例えば、事業所の評判や事故件数などサービスの質の部分を判断材料にできないか。

答 3 (事務局) 国の基準により、要件を満たしていれば指定更新せざるを得ない。ただし、指定更新事務と実地指導は同一の係が担当しているので、実地指導にて指摘したところの改善や状況を踏まえた指定更新事務を行っていく。

問 4 現場を見たうえで判断をするということか。

答 4 (事務局) お見込のとおり。例えば、職務の兼務は、支障がない場合は認められるものであるが、支障の有無は現場を確認しなければ判断することはできない。現場で確認したものを反映した指定更新事務を行う。

問 5 平成23年度より事業者指導係が独立したとのことだが、実地指導についてご説明いただきたい。

答 5 (事務局) 平成23年度は、事務受託法人15件、独自5件から10件（上限15件）を必要に応じて行う。また、認定状況と給付実績を突合させる給付適正化システムを導入した。これにより給付不適合として疑わしいデータが抽出されるので、その件数が多い事業所に対して実地指導に入るなど効率的な体制を整えたい。

地域密着型サービスについては、府中市内に15事業所がある。毎年、全ての事業所に対して実施することはできないが、2、3年のスパンで定期的に実地指導を行いたい。

問 6 指導と監査の違いについてご説明いただきたい。

答 6 (事務局) 地域密着型サービスについては保険者にて指導と監査を行うことができるが、基本的には事業者への支援育成のスタンスで指導していきたい。よって、法令遵守で即返還ではなく、事業者が適切な運営ができるように情報提供をしながら支援をしていきたい。また、介護相談員を派遣し利用者の声も併せて聞いている。事業者と共にという姿勢で指導していきたい。

問 7 介護相談員についてご紹介いただきたい。

答 7 (事務局) 閉鎖的になりがちな施設系サービスに派遣し、利用者の声を聞いてもらう。現在、10人の相談員を選任し、活動を行っている。相談員にもよるが概ね月に1、2回程度の頻度で施設を訪問し、傾聴

を行いながら、処遇や環境など気がついたことを市や施設担当者に伝えサービスの質の向上を図るものである。第三者の風と目を入れる役割を担っている。

問 8 第三者の風と目という観点から、第三者評価（外部評価）については如何か。

答 8 小規模多機能型居宅介護および認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は第三者評価（外部評価）が義務付けである。また、第三者に関連して、運営推進会議を2か月に1回開催しなければならない。これは、利用者（家族）、地域住民、民生委員、保険者、地域包括支援センターで構成され、活動内容や状況、運営の方向性を話し合う場で、地域との連携を目的として開催されている。

問 9 地域密着型サービスは内実ともに保険者の目が行き届いており、更新できない事業所が発生しないよう、事前に指導支援しているということか。

答 9 更新に関わらず、運営推進会議で定期的に施設に行き、状況を窺っている。集団指導も毎年1回実施している。また、市内のグループホーム事業者が連絡会を立ち上げた。保険者としても参加をし、できる限り事業者との連携を取っていきたい。

以上のとおり、現場を確認しており、利用者やその家族からの声も直接聞いている。更新に当たっては、基本的には書類審査、現地調査を行うが、府中市では、介護相談員や地域包括支援センターなどの数多くの目を参考にしながら、更新指定していきたい。

問 10 市内は目が行き届くと思うが、市外は如何か。

答 10 事故報告や変更届けは府中市に提出する体制になっている。指導監督については、それぞれの保険者にお願いをして、適切な更新をしてもらうようお願いするしかない。

問 11 事業者指導係は地域密着型サービスに限らず、特別養護老人ホームや居宅介護支援などすべての介護保険サービスに対応するのか。

答 11 お見込のとおり。
(事務局)

(2) 指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定について

ア 事務局より、指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定について資料2に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

- 問 1 所在地が本宿町であり、4月1日に開設した小規模多機能型居宅介護（ケアホームこまつ府中事業所）も西府町であり、西地区に立て続けに開設されている。府中市内で認知症対応型共同生活介護（グループホーム）がどのくらい必要かは計算されたうえで、計画されていると思うが、府中市の需要は十分か。また経営面についてもご説明いただきたい。
- 答 1 計画ではあと2ユニットの開設する予定である。第5期福祉計画については給付額と保険料との兼ね合いだが、東地区の整備を進めるのが理想なので、計画に反映していきたい。
- ニチイケアセンター西府は今月末に開所式を予定しており、入居の問い合わせは何件があるとのことである。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は需要があるので、経営面については問題がないと考えている。なお、入居のシュミレーションについては、4月1日から14日の間にそれぞれ3人、15日から30日で6人、3か月で満床を想定している。徐々に利用者を増やして、利用者と職員のそれぞれが慣れるようにしていきたいとのことである。
- 問 2 府中市被保険者以外も入居することができるのか。
- 答 2 1割までは入居することができる。2ユニット18人なので、1人ないし2人は受入れ可能である。
- 問 3 4月1日に開設した小規模多機能型居宅介護ケアホームこまつ府中事業所の利用状況は如何か。
- 答 3 無事に開設し、三鷹事業所を利用していた府中被保険者が3人、に1人増えて、14日時点で4人の利用者とのことである。小規模多機能型居宅介護は府中市で2か所目であり周知の点で足りないのかもしれない。
- 問 4 ニチイケアセンター西府とケアホームこまつ府中事業所の利用者（入居者）の利用状況の違いについてご説明いただきたい。
- 答 4 小規模多機能型居宅介護を利用するためには、今まで利用していた居宅系サービスを止めなければならないため、ハードルが高い。しかし、ケアホームこまつ府中事業所は医療面に強く、需要があるので、徐々に利用は伸びると考えている。
- 問 5 ケアホームこまつ府中事業所の経過についてご説明いただきたい。
- 答 5 ケアホームこまつ府中事業所は市内で2か所目の小規模多機能型居宅介護事業所である。平成23年4月1日に単独で開設した。事業者は地域密着型サービスが創設された平成18年4月から三鷹市にて小規模多機能型居宅介護事業所を運営しており実績がある。看

護師が多く配置されており、夜間が特に手厚い。医療面が重い方でも対応可能であるため、ニーズがあり、今後利用が増えると考えている。

問 6 協力医療機関について、府中市内で探したが見つからず調布市と小平市の病院と提携するとのことだが、場所的には国立市に近い。引き続き府中市内で探すよう要望を伝えているとのことだが、府中市内では難しいのか。

答 6 介護保険サービス提供事業所が府中市外の病院と提携しても、医師会としては特に問題として取り上げていない。ワンコール体制や夜の往診など対応するのは難しい。府中市内でも在宅療養支援診療所があるが、依頼しにくいかもしれない。

問 7 利用者としては府中市内の病院と提携してほしいが、如何か。

答 7 やはり、ワンコールで医師または看護師につながるという体制が市内では難しいようである。もちろん、保険者としても協力医療機関は近距離に位置しているのが望ましいが、ワンコール体制とりわけ夜間のバックアップは、個人病院では厳しいのが現状である。

問 8 在宅療養支援診療所は緊急時には入院できるのか。

答 8 病床があるところではできるが、入院に対応できないところがほとんどである。協力病院に受け入れを頼む形になる。

問 9 地域によっては市内介護保険サービス提供事業所の提携先は市内病院という医師会もあると聞くが、府中市では如何か。

答 9 府中市医師会では特にない。
(田口委員)

問 10 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は看取りができず、利用者としては最後を見てもらえないところが心配である。認知症のケアとしては最適だが、その先が不安である。看取りに対応してもらえればと思う。

答 10 市内の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の全てではないが看取りをしている事業所もある。今年度より事業所間の連絡会が立ち上がるとのことなので、互いに連携して対応してもらえればと思う。

問 11 資料2-3と資料2-2の人数が違うが誤記か。

答 11 常勤換算は、事業所で定めている常勤が勤務すべき時間数で、常勤及び非常勤の総勤務時間数を除した値であるため、実際の勤務している人数と常勤換算の人数は異なる。

問 12 家賃が72、000円とのことだが、他の認知症対応型共同生活

介護（グループホーム）と比べて如何か。

答 12 平均的な金額である。市内で最も高いところは81,000円、
(近藤委員) 安いところは60,000円であり、平均は71,286円である。
食材費は高いところは43,500円、安いところは30,000
円で平均は37,757円である。なお、日用生活費など選択に基
づく部分もあるため、全員が同じ金額とは限らない。

問 13 利用料金は利用者の開示されるのか。

答 13 利用に係る費用については、重要事項説明書にて内訳など詳しく
(事務局) 記載し、利用者に説明したうえで、了承を得なければならない。

問 14 株式会社ニチイ学館は全国規模の大きな法人なので、様式関係は
問題ないのではないかと。

答 14 規模の大きな法人のため、法人共通の様式を使用しており、府中
(事務局) 市版への内容変更の調整が難しい。

問 15 府中市ではおむつ代の助成がでるのか。

答 15 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は居宅系サービス
(事務局) なので、要介護認定3以上であれば助成がでる。日用品費について
は、今後検討し、府中市としての取扱いを定めていきたいと考えて
いる。

意見 1 地域密着型サービス事業所が西側に多いので東側に整備していた
だきたい。ニチイケアセンター西府は、段差がなく、和室もあり、
高齢者のことを考えた良い建物だと思う。

(4) その他

ア 事務局より、平成23年4月1日に開設したケアホームこまつ府中事業所
について、報告があり了承。

イ 事務局より、平成23年度開催スケジュールについて、参考資料1に基づ
き説明があり、了承。

ウ 事務局より、平成23年度の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
の公募および特定施設入居者生活介護の整備について、説明があり、了承。

(5) 開催日程について

次回開催予定は平成23年7月の中旬を予定しているが、本会が開催される可能性
があるため、確定次第、連絡することです。

以上